

総務文教委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成30年3月15日(木曜日)

開 会 午前 9時58分

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時43分

散 会 午前11時46分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高田重信

副委員長 高道秋彦

委員 金谷幸則

// 竹田 勝

// 上野 蛭

// 東 篤

// 松尾 茂

// 赤星 ゆかり

// 村上 和久

// 高見 隆夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
庶務課主幹	山下 達也

【監査委員事務局】

事務局長	島 静一
参事（次長）	中島 善一

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	船木 哲
次長（事務局長代理）	荒木 英仁

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	本田 信次
理事（レジリエントシティ推進担当）	恒川 哲二
未来戦略企画監	山添 俊之
次長	前田 一士
次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	田中 伸浩
法務専門監	福島 武司
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	牧田 栄一
参事（情報統計課長）	島崎 忠司
参事（ガラス美術館副館長）	藤村 勝詞
企画調整課長	山本 貴俊
行政管理課長	渡辺 康裕
職員課長	杉本 周児
秘書課長	鎌田 泰史
広報課長	大沢 一貴
文化国際課長	砂田 友和
未来戦略室長	森 俊彦
富山外国語専門学校事務長	井上 剛秀
富山ガラス造形研究所事務長	野 恒寿
公文書館長	藤井 泰三
職員研修所長	高田 まどか
企画調整課主幹（調整担当）	高橋 洋

【教育委員会】

事務局長	酒井 敏行
事務局次長（総務・社会教育担当）	大場 一成
事務局次長（学校教育担当）	斉藤 保志
教育総務課長	酒井 秀祐
統合校整備等推進室長	岸 重臣
学校施設課長	水高 清志
学校教育課長	高木 健吉
学校保健課長	片山 建
大沢野生涯学習センター所長	平野 雅憲
教育総務課主幹（調整担当）	本郷 由佳

【財務部】

部長	奥村 信雄
次長	立花 宗一
次長（税務担当）	山本 純一
税務事務所長	村上 良一
参事（財政課長）	浦野 弘司
参事（納税課長）	奥沢 靖
管財課長	刑部 博規
市民税課長	高畠 利明
資産税課長	高柳 誠
債権管理対策課長	吉武 稔
税務事務所税務課長	池田 太
財政課主幹（調整担当）	土地 満

【出納課】

会計管理者	西川 良久
出納課長	関谷 雄一

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課主査	大塚 宏明
議事調査課主任	野島 美央

7 会議の概要

委員長 定刻前ではありますが、皆さんおそろいであり
ますので、ただいまから、平成30年3月定
例会の総務文教委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、竹
田委員、上野委員を指名いたします。
なお、ただいま指名いたしました署名委員が
欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願い
をいたします。
当委員会に付託されました、各案件の審査に
つきましては、各部局単位とし、お手元に配
付してあります、委員会審査順序のとおり行
う予定であります。
本日は、議会事務局、監査委員事務局、選挙
管理委員会事務局、企画管理部、教育委員会、
財務部及び出納課並びに歳入等の補正予算等
分の議案の審査を行いますが、質疑につきま
しては、議案に直接関係あるものだけにお願
いをいたします。
なお、委員及び当局の皆さまに申し上げます
が、当委員会の記録につきましては、後日、
インターネット上に公開されることとなりま

すので、質疑・答弁及び説明につきましては、
今まで以上に簡潔・明瞭に行っていただきます
ようお願いをいたします。

これより、議会事務局所管分の議案の審査を
行います。

議案第60号 平成29年度富山市一般会計
補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の
補正中、歳出第1款議会費
を、議題といたします。

これより、事務局の説明を求めます。

議会事務局長 〔挨拶〕

庶務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

赤星委員 おはようございます。議員の期末手当の引上
げの増額分は、幾らになりますか。

庶務課長 一般の議員さんは、4万3,500円、副議
長におかれましては、4万6,762円、議
長におかれましては、5万1,837円とな
っております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第60号中議会事務局所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

赤星委員 後ほど企画管理部のところで詳しく述べようと思っ
ているのですが、議員の期末手当の増額には反対
いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかに討論がないようですので、これをもって
討論を終結いたします。
これより、議案第60号中議会事務局所管分
を挙手により、採決をいたします。
本案件について、原案のとおり決することに
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。
よって本案件は、原案可決されました。
以上で、議会事務局所管分を終了いたします。

議会事務局の皆さんは、退室願います。
説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔議会事務局退室／監査委員事務局入室〕

委員長 これより、監査委員事務局所管分の議案の審査を行います。
議案第60号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、監査委員事務局所管分
を、議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

監査委員事務局長 〔挨拶〕

監査委員事務局次長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 ただいま御説明の監査委員事務局の人件費の補正ですが、そのうち特別職である常勤監査委員の期末手当の増額分もこの中に含まれているのでしょうか。

監査委員事務局次長 常勤監査委員の給与の関係は、こちらの給与の中に含まれております。

赤星委員 その分は金額にすると幾らでしょうか。

監査委員事務局次長 すみません。給与と申しましたが、職員手当のほうでございました。その期末手当といたしまして4万円が、今、増額するものでございます。

赤星委員 特別職の方は、人事院勧告とはどういう関係でしょうか。

監査委員事務局次長 人事院勧告によりまして、昨年12月分の期末手当の支給月数に改定がございました。それで100分の170から100分の175への改定ということで4万円増額ということになっております。

赤星委員 人事院勧告は、一般の職員の方に適用されるものと思っているのですけれども、常勤監査委員は、それに合わせて引き上げる必要はないのではないのでしょうか。

監査委員事務局次長 議案を見ている限り、市長、副市長の期末手当、部局長の期末手当など、特別職について

も期末手当の部分は、人事院勧告に従ってされているものという認識を持っております。

赤星委員 その提案は、企画管理部のところで出てきますけれども、特別職については人事院勧告に従う必要はないのではないのでしょうか。

監査委員事務局長 今ほどの繰返しになりますが、従う法的な必要性については、私どもは知見を持ち合わせておりませんが、旧来からこのような取扱いでずっと来ているというふうに思っているところでございます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第60号中監査委員事務局所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

赤星委員 ただいまの常勤監査委員、市特別職の期末手当の引上げには反対なので、議案第60号の補正予算のうち、その分の増額については反対いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第60号中監査委員事務局所管分を挙手により、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。
よって本案件は、原案可決されました。
以上で、監査委員事務局所管分を終了いたします。
監査委員事務局の皆さんは、退室願います。
説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局退室

／選挙管理委員会事務局入室〕

委員長

これより、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を行います。
議案第60号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、選挙管理委員会

事務局所管分
を、議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会 〔挨拶〕
事務局長

選挙管理委員会 〔議案書及び議案説明資料により説明〕
事務局次長

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質
疑を終結いたします。
これより、議案第60号中選挙管理委員会事
務局所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第60号中選挙管理委員会事
務局所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。よって本案件は、原
案可決されました。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分の議案
の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第4号 専決処分報告の件（損害賠償請
求にかかる和解の件）中、専決第30号
を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。

選挙管理委員会
事務局次長

〔議案書により説明〕

委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって、質疑を終
結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては議

決不要のものです。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

選挙管理委員会事務局の皆さんは、退室願います。

説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔選挙管理委員会事務局退室

／企画管理部入室〕

委員長

これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第60号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分、

議案第73号 富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第74号 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第75号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、

以上4件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画管理部次長 〔議案第60号中
企画管理部所管分の概要について、
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

職員課長 〔議案第73号について、
議案第74号について、
議案第75号について、
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 ただいまの議員と市長、副市長など特別職の
期末手当の引上げなのですけれども、これも
人事院の勧告に準じてという説明がございま
したが、一般の職員の皆さんはわかるのです。
しかし、なぜ議員や特別職の皆さんも毎回人
事院勧告に準じて引き上げなければならない
のか、いつも疑問なのですけれども、その
ところの御説明をお願いします。

職員課長 元来、特別職につきましては、先ほども申し上げましたが、国家公務員の指定職に準じるのが適当であるというふうなことでこれまでも行ってきたところでございます。

また、議員につきましては、特別職に準じるという形になりますが、例えば国会議員ですとか、あるいは県議会議員、そういった富山市議会議員以外の情勢も踏まえて、特別職同様の取扱いとしてきたところでございます。

赤星委員 特別職は国家公務員の何とおっしゃいましたか。すみません、もう一度お願いします。

職員課長 指定職でございます。

赤星委員 その指定職というのはどういう職でしょうか。

職員課長 国家公務員でいう審議官クラス以上を指すものでございまして、富山市の一般職に該当するような職位はありません。特別職につきましては、そういった指定職に対応するものということでこれまでも行ってきたところでございます。

赤星委員 今回の影響額ですけれども、議長、副議長、議員の増額分は、先ほど議会事務局のほうで

お聞きしました。それを含めた一般会計補正予算で、議員と特別職の期末手当の増額分は幾らになるのでしょうか。

職員課長 一般会計ということよろしいでしょうか。

赤星委員 はい。

職員課長 一般会計ということでしたら、議案書の46ページに給与費明細書を掲載しております。1特別職ということ—これは一般職分ですけども、合計額ということ—一番下の表にあります。右下に200万円余り計上しております。一般職における議員と特別職を合わせたものとして200万円余りといったようになります。

赤星委員 市長の期末手当というのは、現在、6月と12月でそれぞれ幾ら支給されているのでしょうか。

職員課長 6月で241万7,000円、12月で265万円です。

赤星委員 今度の引上げによって、幾ら上がるのですか。

職員課長 6月、12月のそれぞれで約3万9,000円ということで、トータルですと7万8,000円ということになります。

赤星委員 それでは、企画管理部だけではなくて、市全体の一般職の皆さんの期末手当の引上げ分はトータルで幾らになるのでしょうか。

職員課長 一般職の期末勤勉手当の支給割合の引上げによる、制度改正による増分につきましては、共済費への影響なども含めると、1億1,500万円余りを見込んでおります。

赤星委員 今、おっしゃった金額は、期末手当だけではなくて、さっき御説明のあった全部を含めた額ですか。

職員課長 今申し上げましたのは、いわゆる先ほどの勤勉手当の引上げですとか、その部分についての金額です。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第60号中企画管理部所管分、議案第73号から議案第75号まで、以上4件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

赤星委員

私は、ただいま議案となっている4件のうち、議案第60号の平成29年度富山市一般会計補正予算のうち、議員と市長・副市長など特別職の期末手当の引上げ増額分、及び議案第74号富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、及び議案第75号市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件の3件について反対討論をいたします。

引上げの理由は、昨年の国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じてということですが、私は一般職員の皆さんの引上げには賛成でございます。公務員及び国営企業・地方公営企業職員について、人事院勧告では法律によって労働三権が制約されている代償措置としての役割を持つものとされています。

しかし、議員や市長・副市長など特別職については、特にこれに従う必要もなく、今ボーナスを引き上げる必要性・緊急性もありません。

議員や特別職の期末手当引上げ分は合わせて200万円余りとのことですが、新年度予算でも本市の財政は大変厳しい状況にあるとい

うことでした。このようなときに議員や市特別職のボーナスアップをするのではなくて、少しでも市民生活や福祉や教育の財源として活用されるべきだと思いますので反対をいたします。

委員長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第60号中企画管理部所管分、議案第74号、議案第75号を挙手により、採決いたします。
各案件について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。
よって、各案件は、原案可決されました。
次に議案第73号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。

以上で、企画管理部所管分を終了いたします。

企画管理部の皆さんは、退室願います。

説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔企画管理部退室／教育委員会入室〕

委員長

これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第60号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中、第10款教育費、

議案第76号 工事請負契約締結の件（速星小学校校舎解体（その1）工事）、

議案第89号 土地取得の件（八尾地域統合中学校用地）、

以上3件を、一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

教育委員会事務局長

〔挨拶〕

教育委員会事務局次長

〔議案第60号中

教育委員会所管分の概要について、
議案説明資料により説明]

学校施設課長 〔議案第60号中
学校建設費について、
繰越明許費補正について、
議案第76号について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

統合校整備等推進室長 〔議案第60号中
繰越明許費補正について、
議案第89号について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 議案説明資料の2ページですけれども、小学校費、中学校費とありまして、その中で耐震化工事についてですけれども、今回の補正は国の補正予算に伴う事業で、前倒しして行うということで耐震工事が進むことに期待しております。
ところで、この補正予算において耐震化率は何%から何%に上がるのでしょうか。

学校施設課長 平成29年度末の締めをまだ行っておりませんので、この工事が進んでどれほどというのはまだ申し上げる段階ではございません。

委員長 わかった時点でよろしいですか。

赤星委員 はい。では、わかった時点でお願いいたします。

次に、人件費について、先ほどから議員と特別職の期末手当の引上げに反対しておりまして、教育長の期末手当の引上げというのもこの補正に含まれているということではよろしいでしょうか。また、教育長の期末手当というのは、6月、12月それぞれの支給金額は幾らでしょうか。

教育委員会事務局次長 条例のほうには金額が載っているのですがけれども、今手元に条例がないので、わかりません。改定額については、支給月額 100 分の 170 が、期末手当については 100 分の 175 になりますし、月数については、6月は 100 分の 145 が 100 分の 157.5 、12月は 100 分の 175 が 100 分の 172.5 となっています。支給額については、条例に明記されておりますので、恐縮ですが、御確認いただければと思います。

高見委員 参考までに聞かせてほしいのですが、学校建設費の中の校舎改築事業費に、速星小学校校舎解体工事2億5,523万1,000円とありますよね。それともう1つ、議案説明資料の3ページには解体工事の契約金額が3億628万8,000円とあります。この差額はどうか解釈したらいいのでしょうか。

学校施設課長 議案書6ページをごらんいただければと思いますが、こちらのほうにトータルであります。下から2欄目が速星小学校の解体の欄でございます。補正後の額が3億5,500万円となっております。年割額が右の欄に記載してありまして、先ほど出ておりますのは平成29年度の補正額でございます。こちらのほうに出ております総額が3億5,500万円ということでございますので、その中で工事なら工事の入札を行っていることとなります。

高見委員 この2ページの資料は、国の補正が2億5,500万円まで来たということなのですね。

学校施設課長 今回の補正で平成29年度にいただきましたので、平成30年度に予定していた予算の分を継続費として平成29年度に持って行って

年割は変更させていただいたと。ただ、総額は変わっておりませんので、この総額で入札なら入札を行っているということです。

高見委員　　そうすると、私たちのような素人が単純に考えると、補正後は3億5,578万円の総予算額になったと。しかし、実際に契約したら3億628万何がしで成立したということなのですね。

学校施設課長　　はい。そのとおりでございます。

高見委員　　わかりました。ありがとうございます。

委員長　　ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第60号中教育委員会所管分、議案第76号、議案第89号、以上3件を一括して討論に入ります。
討論は、ありませんか。

赤星委員　　私は、先ほどから議員と特別職の期末手当の引上げには反対しておりますので、教育委員会所管分の教育長の期末手当増額分が含まれている議案第60号のその部分については反対いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第60号中教育委員会所管分
を挙手により、採決いたします。
本案件について、原案のとおり決することに、
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。
よって、本案件は、原案可決されました。
次に、議案第76号、議案第89号を採決い
たします。
各案件は、原案のとおり決することに、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は、原案可決・同意されまし
た。
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終
了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第4号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第31号、専決第32号
を、議題といたします。
これより当局の説明を求めます。

学校施設課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
以上で、教育委員会所管分を終了いたします。
教育委員会の皆さんは、退室願います。
説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔教育委員会退室／財務部及び出納課入室〕

委員長 これより、財務部及び出納課所管分並びに歳

入等の議案の審査を行います。

議案第60号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第2款総務費中、財務部及び出納課所管分、第12款公債費、第5条地方債の補正、

議案第61号 平成29年度富山市公債管理特別会計補正予算（第1号）、

以上2件を、一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

財務部長 〔挨拶〕

財務部次長 〔議案第60号中
歳出予算（案）総括表について、
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

財政課長 〔議案第60号中
一般会計補正予算（歳入・地方債）について、
財政調整基金及び減債基金の運用利子積立金の精算補正について、
財政調整基金の積立てについて、
ふるさとぬくもり基金の積立てについて、
公債費について、
議案第61号について、

議案概要書及び議案説明資料により説明]

管財課長 〔議案第60号中
富山市土地開発公社保有地の取得等について、
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

納税課長 〔議案第60号中
市税過誤納還付金の補正について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 財政調整基金の積立てについて今回7億円の
積立てということですが、一般会計の精算補
正の剰余金を積み立てるとあります。この剰
余金全体では幾らになっているのでしょうか。

財政課長 精算であるとか財務補正もありまして、マイ
ナス15億2,200万円余りであります。

赤星委員 マイナスというのは……

財政課長 いわゆる、契約差金であるとか工事差金、あ
とは財源更正といいまして、一般財源で行っ
ていたものを起債に振りかえるなどして、1

5億円ほど一般財源が剰余金として計上されたということです。

赤星委員 では、その15億円余りのうち7億円を積み立てるということですがけれども、それ以外の剰余金というのはどうなるのですか。

財政課長 歳出で1番大きいものが財政調整基金になります。ほかに今、管財課のほうで説明した土地開発公社からの買戻しであるとか、小・中学校の改築といった大規模改修などの一般財源に充当しております。

赤星委員 財政調整基金への積み立てがこの時期に行われるというのはよくあることなのではないでしょうか。いつも決算剰余金で積み立てることをお聞きしておりましたが、今回は特別なのではないでしょうか。

財政課長 除雪経費で8億7,000万円ほど取り崩したということもありましたので、今回はできるだけ、今後のことも考えて積み戻したいということでもあります。

委員長 特別であったかどうかということとは。

財政課長 資料はございませんけれども、3月に財政調整基金を積み立てたということは、過去にもあります。

財務部長 補足します。まず剰余金の話は、精算補正では一要は新しい需要というか、校舎にかかる分とかを除いて精算だけで15億円浮いたという、そういう説明でした。そこから、やらなければならない校舎改築の前倒しなどの一般財源を差し引いていくと残りは7億円あったと。今、課長も申しましたが、大雪のために8億何千万円の財政調整基金を取り崩したものですから一本会議でも申しましたけれども、財政調整基金はできるだけ確保したいという意味で、全額は積み戻しできませんでした。7億円の範囲で積み上げたという趣旨でございます。

竹田委員 ふるさとぬくもり基金について伺いますが、これはふるさと納税として寄附をされたものの一部についてこの基金に積み立てられるのですか。

財政課長 全額を積み立てております。

竹田委員 そうしましたら寄附者の中で何々に使用して

ほしいとか、用途を明示しているケースも含めてここに基金が積み立てられているという理解でよろしいですか。

財政課長 本市の場合は、そういった用途を明示して寄附をいただいているわけではないのです。新年度からは、用途を明示して寄附を募りますけれども、平成29年度までは、いわゆるそういった用途の明示なしで寄附をいただいたものを基金に積み立てているということでもあります。

竹田委員 もう一度確認しますけれども、20名というのは全部だと、全額だと、こういうことよろしいですか。現在の残高が1,221万6,000円だという理解でよろしいですか。

財政課長 そのとおりです。

赤星委員 議案説明資料7ページをお願いします。公債費ですけれども、利子について、当初予算で見込んでいた借入利率よりも低利で借り入れたということですが、当初の見込みと低利だったものはそれぞれ何%なのでしょうか。

財政課長 予算では1%でみておりましたが、実績では

平均して、0.2%であります。

赤星委員 それによる軽減率、利子の額が、2億4,000万円ということによろしいでしょうか。

財政課長 主に利率なのですけれども、元金で減ったという理由の1つが、平成28年度から平成29年度に繰り越した事業がありますので、それに伴う借入額が減ったので、それに伴って利子も少なくなったという要素もあります。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第60号中財務部及び出納課所管分、議案第61号、以上2件を一括して討論に入ります。

なお、歳入等の討論・採決につきましては、後ほど行うこととなりますので、御承知おき願います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号中財務部及び出納課所管分、議案第61号、以上2件を一括して

採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決されました。

ここで、事務局から他の委員会の審査状況を報告させます。

事務局

〔他の委員会の審査状況報告〕

委員長

他の委員会の一般会計の審査が終了していませんので、暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分休憩

~~~~~

午前 11 時 43 分再開

委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

他の委員会の一般会計の審査が、全て終了いたしましたので、これより、議案第60号中歳入全部及び地方債の補正の討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第60号中歳入全部及び地方債の補正を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって本案件は、原案可決されました。

以上で、財務部及び出納課所管分並びに歳入等の議案の審査を終了いたします。

ここで、当局の皆さんは退室願います。

〔財務部及び出納課退室〕

委員長

これで、3月定例会の当委員会に付託されました、補正予算等分の議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                    それでは、そのように取り計らいます。  
                              ここでもう1点、委員の皆様にお諮りいたします。  
                              さきの議案説明会でも説明がありましたが、  
                              本定例会最終日の23日の本会議において、  
                              「包括外部監査契約締結の件」が、追加提案  
                              されることになっております。そこで、総務  
                              文教委員会として、この件の委員会付託につ  
                              きましては、いかがいたしましょうか。

高見委員                委員会付託省略でどうですか。

委員長                    ただいま、委員会付託省略との意見がありま  
                              したが、よろしいでしょうか。

                              〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                    それでは、ただいまの委員会付託の件につ  
                              きましては、省略とすることで決定いたします。  
                              お諮りいたします。  
                              本日の委員会は、この程度にとどめ、散会  
                              いたしたいと思います。  
                              これに御異議ありませんか。

                              〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

来週、3月19日（月曜日）は、午前10時から委員会を開き、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、企画管理部所管分の当初予算等分の議案の審査などを行います。

本日は、これをもって散会いたします。